

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年12月10日

【事業年度】 第154期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 天龍製鋸株式会社

【英訳名】 Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋正尚

【本店の所在の場所】 静岡県袋井市浅羽3711番地

【電話番号】 0538—23—6111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 富田修一

【最寄りの連絡場所】 静岡県袋井市浅羽3711番地

【電話番号】 0538—23—6111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 富田修一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第154期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 3 配当政策
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当面の配当方針と致しましては、各事業年度の当社の当期純利益の50%を下限とし、それを上回る配当を実施してまいりたいと存じますが、実際の配当額は、その時々~~の連結業績・投資計画・資金調達環境・自己株式取得予定等を総合的に勘案して決定いたします。~~

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の配当金につきましては、上記の配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、1株につき80円の配当といたしました。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	439,474	80.00

（訂正後）

当面の配当方針と致しましては、各事業年度の当社の当期純利益の50%を下限とし、それを上回る配当を実施してまいりたいと存じますが、実際の配当額は、その時々~~の連結業績・投資計画・資金調達環境・自己株式取得予定等を総合的に勘案して決定いたします。~~

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。ただし、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

当期の配当金につきましては、上記の配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、1株につき80円の配当といたしました。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	439,474	80.00

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(7) <省略>

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

（訂正後）

(1)～(7) <省略>

(8) 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることと定めた事項

① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

③ 責任免除

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

④ 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。